

# 平成30年度



社会福祉法人  
新宿区社会福祉協議会

## 備品購入

### 区内施設・団体のための

## 施設整備

備品の買い替えや  
施設の修繕に  
活用ください！



申請締切  
7/20 まで

# 申請団体 募集のお知らせ

## 【「備品整備・施設整備(株)日本財託助成金」とは】

標記企業からの寄附金を原資とし、新宿区内の福祉施設・団体における備品整備・施設整備等の経費を助成することにより、地域福祉の向上を図ることを目的としています。

## 【対象となる福祉施設・団体】 ★団体での申請が対象です

- (1) 事業を計画に従って遂行できる能力を有すること
- (2) 代表者等の熱意、見識及び能力が信頼するに足りるものであること
- (3) 区内に所在する施設・団体であること（法人格の有無は問いません）
- (4) 新宿区社会福祉協議会の会費会員であること
- (5) 営利、政治、思想及び宗教活動を目的としていないこと
- (6) 過去に助成金の交付を受けた団体の場合、遅滞なく実績報告されていること

H30.6月～  
要綱を変更しました。  
詳しくはHPを  
ご覧ください。



## 【対象事業・助成限度額】 ★1万円以上の備品・施設整備が対象です

- ▼備品購入・備品修繕（上限20万円）《平成30年9月1日～10月31日までの事業》
  - ▼施設整備・施設改修（上限50万円）《平成30年9月1日～平成31年1月31日までの事業》
- ※助成対象、対象事業等の詳細については、助成金交付要綱をご確認ください。

## 【申込み方法】

事前連絡の上、申請書等を6月20日（水）～7月20日（金）までに下記までご持参ください。  
交付につきましては、助成金選考委員会による審査があります。交付決定は8月末の予定です。詳細はお問合せください。

## 【問合せ・申込先】

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会

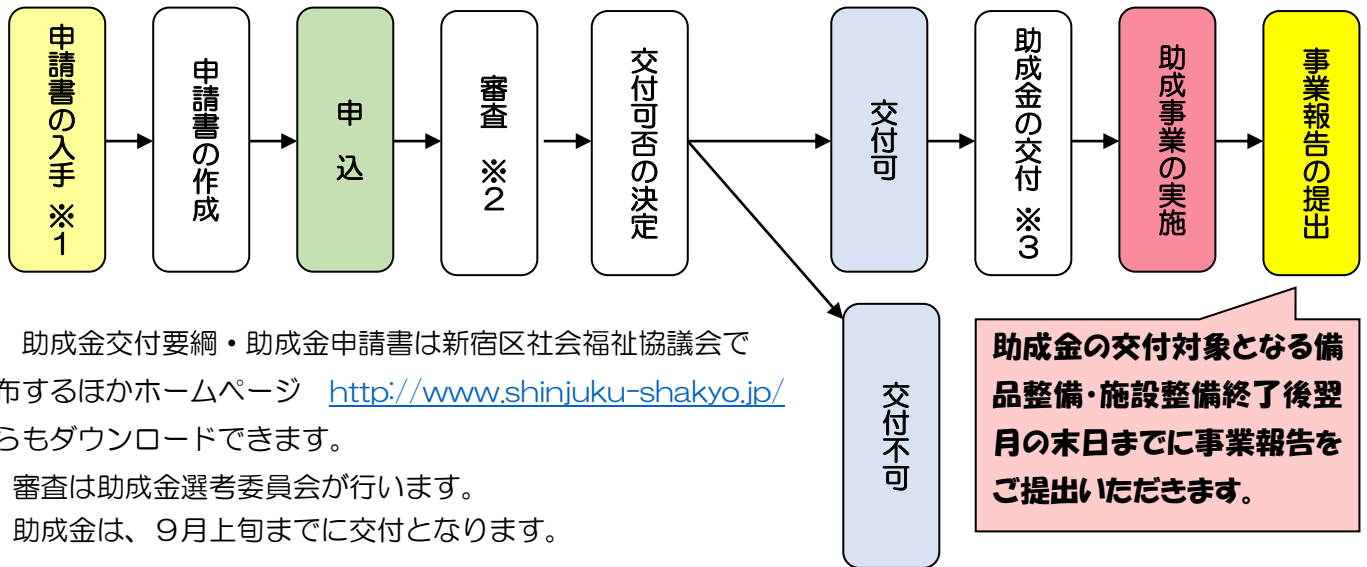
法人経営課 助成金担当 電話：03-5273-2941 FAX：03-5273-3082



## 【申請に必要なもの】

- (1) 申請書
- (2) 定款・会則または設立趣意書
- (3) 役員名簿または会員名簿
- (4) 団体の本年度収支予算書および事業計画書
- (5) 団体の前年度収支決算書および事業報告書
- (6) 経費見積書類および説明資料
- (7) 改修・修理等の場合は図面、写真等
- (8) その他申請団体の概要がわかる資料

## 【手続きの流れ】



※1 助成金交付要綱・助成金申請書は新宿区社会福祉協議会で配布するほかホームページ <http://www.shinjuku-shakyo.jp/> からダウンロードできます。

※2 審査は助成金選考委員会が行います。

※3 助成金は、9月上旬までに交付となります。

申請前にこれら3つの点をご確認ください。

### ① 必要なものは何ですか？ それはいくらのものでしょうか？

→ 備品整備・施設整備ともに申請金額の根拠となる見積書(2社以上)を必ず準備・添付してください。

### ② それはなぜ必要なものなのですか？ 何の役に立つものですか？

→ その備品を買うことや施設を整備する必要性、得られる効果を具体的に記入ください。

### ③ それをどこに保管しておきますか？

→ 備品を購入する場合は、購入後の管理方法・団体が解散した場合どうするのかも記入ください。

平成30年6月1日から要綱が変更になりました。

### 変更のポイント

申請対象 ① 10,000円以上の備品等(2社以上の見積もり添付)

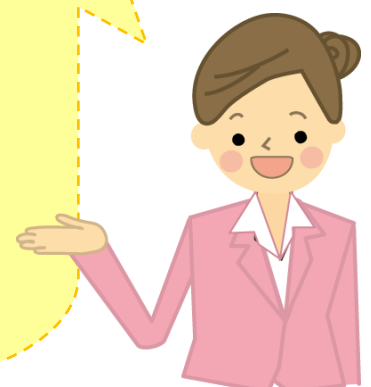
② 前年に助成しているものは対象外

③ 備品は平成30年10月末まで、

施設整備は平成31年1月までに購入・整備すること

報告書

領収書原本の提出が必要



作成：平成30年5月